

平成26年7月1日から男女雇用機会均等法施行規則等が改正されます。

改正均等法施行規則・両立支援助成金等説明会

主催：愛媛労働局

男女雇用機会均等法施行規則等が平成25年12月24日に公布され、平成26年7月1日から施行されます。改正内容についてご理解いただくとともに、両立支援助成金やポジティブ・アクション情報ポータルサイトの活用促進を図るため、セミナーを開催します。皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。



1 開催日時及び会場

開催地	開催日	開催時間	会場
松山 (第1回)	平成26年6月11日(水)	13:30~16:00	松山若草合同庁舎 共用大会議室 所在地:松山市若草町4-3 電話:089-935-5222
松山 (第2回)	平成26年6月12日(木)	13:30~16:00	
新居浜	平成26年6月18日(水)	13:30~16:00	ユアーズ 高砂 所在地:新居浜市泉宮町5-8 電話:0897-33-3535
大洲	平成26年6月24日(火)	13:30~16:00	大洲市総合福祉センター多目的ホール 所在地:大洲市東大洲270-1 電話:0893-23-0294

2 内容(説明担当:愛媛労働局雇用均等室)

- (1) 「改正男女雇用機会均等法施行規則等について」 13:30~14:20
- (2) 「両立支援助成金」・「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」について 14:20~15:00
- (3) 「ポジティブ・アクション情報ポータルサイトについて」 15:00~15:15

※ 終了後、両立支援助成金等の個別相談会(45分:15:15~16:00)を実施いたします。

3 対象者 事業主及び人事労務担当者等

4 参加申込及びお問い合わせ先

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、各開催日の1週間前までにお申し込み下さい。(FAX可) 申込者数が定員を超える場合は、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222 / FAX 089-935-5223

改正均等法施行規則・両立支援助成金等説明会参加申込書

(事業所名)	(参加予定者) 部署・役職名 () 氏名 ()
(所在地)	部署・役職名 () 氏名 ()
TEL (- -) FAX (- -)	(参加会場) ※会場名を○印で囲んでください。 ・6/11 松山・6/12 松山・6/18 新居浜・6/24 大洲